

ID: 3004

担当部署: 建設水道部 都市整備課 計画調整係

処分の概要	開発行為の許可を受けた開発区域内の土地における建築物等の建築等の承認		
法令名 根拠条項	都市計画法 第37条第1号		
法令番号	昭和43年法律第100号		
【基準】 法第37条第1号の規定による。 (建築制限等) 第37条 開発許可を受けた開発区域内の土地においては、前条第3項の公告があるまでの間は、建築物を建築し、又は特定工作物を建設してはならない。ただし、次の各号の1に該当するときは、この限りでない。 (1) 当該開発行為に関する工事用の仮設建築物又は特定工作物を建築し、又は建設するとき、その他都道府県知事が支障がないと認めたとき。 (2) 第33条第1項第14号に規定する同意をしていない者が、その権利の行使として建築物を建築し、又は特定工作物を建設するとき。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 7 月 31 日	最終変更年月日	年 月 日